

文化多様性の尊重と生命倫理 ——ユネスコ「生命倫理と人権に関する宣言」における原則の検討

黒須 三恵

ユネスコは、2005年に「生命倫理と人権に関する世界宣言」¹定めた。この宣言は、基本原則として15項目を掲げている。その一つとして文化の多様性の尊重を謳っている。本稿では、生命倫理（特に医療倫理）における、文化の多様性について論じることとする。このことを考えるきっかけとなったのは、2011年4月に日本医学哲学・倫理学会関東支部の総合部会の年間テーマ「多様な社会における医学哲学・倫理」²の解説をすることになったからである。

ユネスコはその後、この宣言の精神を世界中の教育に普及するために、まず初めに医学の高等教育用として、宣言中に示された15の原則を教えるためのコアカリキュラム（教師用）³を2008年に作成した。またこのコアカリキュラムに則って教師が教えやすいようにと、臨床事例集2分冊⁴を2011年に公表した。

それではユネスコはどのように、「文化の多様性の尊重」を捉えそれを教えようとしているのだろうか。そこで、次のように生命倫理・医療倫理における文化の多様性について論じていくこととする。まず、ユネスコの「生命倫理と人権に関する世界宣言」について分析する。次に、コアカリの中で文化の多様性がどのように扱われているのか、また、事例集ではどんな事例が取り上げられているのか検討する。

1. ユネスコ「生命倫理と人権に関する世界宣言」

ユネスコが2005年に採択した「生命倫理と人権に関する世界宣言」について、その採択に至った経緯・宣言の内容・宣言中の諸原則などについて検討する。

1) 宣言の成立過程

ユネスコは「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」⁵を1997年に、「文化多様性に関する世界宣言」⁶を2001年に採択した。後者の世界宣言第4条で、文化多様性の擁護は倫理的に必須のものであり、人間の尊厳の尊重と切り離すことはできないと、文化の多様性を重視した規定をしている。ただし、文化の多様性を盾に国際法で保障された人権を侵害することは、何人といえども行ってはならないと、文化の多様性の尊重に制限を加えている。

「文化多様性に関する世界宣言」が採択された2001年に、ユネスコの上部組織である国連では人クローン作成に関する議論が開始された。生殖目的の人クローン個体作成の禁止では意見の一致をみたが、再生医療につながる、治療目的のES細胞作成に関しては合意が得られずその後も議論は収束しそうになかった。

そこで、ユネスコは2003年の総会において、文化の多様性を認めつつも、生命倫理の分野でも人間の尊厳・人権・自由を基本においた世界的指針を2年後の2005年総会までに策定することを決議した。ユネスコ内部に、国際生命倫理委員会(International Bioethics Committee: IBC)と、各国の代表からなる政府間生命倫理委員会(Inter-governmental Bioethics Committee: IGBC)を設けて、宣言の策定に取りかかった。国家の意向を受けていない国際生命倫理委員会で宣言案を作成し、それを政府間生命倫理委員会で検討するという形式で議論が重ねられた⁷。

数度の宣言案が検討され、ようやく、生命倫理の原則として15項目が決定し、2005年10月のユネスコ総会で採択することができたのである（*この諸原則がどのようにして決定したのかに関しては、今後調査し別の機会に明らかにしたい）。この採択を記念して、同年12月に上智大学で、第12回ユネスコ国際生命倫理委員会が開催された⁸。

2) 宣言の内容

この世界宣言の構成は、次のようになっている。前文、一般規定（第1条、2条）、原則（第3条～17条）、原則の適用（第18条～21条）、宣言の推進（第22条～25条）、および最終規定（第26条～28条）である。原則は次の項で詳しく述べるので、その他を、概説する。

一般規定（第1条、2条）では、適用範囲と目的を規定している。原則の適用範囲（第18条～21条）では、意思決定および生命倫理問題への取組み、倫理委員会、危険性の評価および管理、国境を越えての実施を規定している。宣言の推進（第22条～25条）では、国家の役割、生命倫理教育・訓練および情報、国際協力、ユネスコによる追跡調査活動を規定している。最終規定（第26条～28条）では、原則の相互関係および相補性、原則の適用の制限、人権・基本的自由および人間の尊厳に反する活動の否定が規定されている。

3) 諸原則—15項目

それでは、ユネスコ宣言ではどんな原則を尊重すべきとして採用したのであろうか。それは次の諸原則である。

- * 人間の尊厳、人権および基本的自由の尊重（第3条）
- * 利益の最大化と危害の最小化（第4条）
- * 個人の自律の尊重—本人がその決定に責任を取り、かつ他者の自律を尊重する限りにおいて（第5条）
- * 医療および科学研究における同意（第6条）
- * 同意能力をもたない個人への特別な保護（第7条）
- * 人間の脆弱性および個人の統合性(integrity)の尊重（第8条）
- * プライバシーおよび個人情報に関する秘密の尊重（第9条）
- * 平等、正義および公平の尊重（第10条）
- * 差別および偏見の禁止（第11条）
- * 文化の多様性および多元主義の尊重（第12条）
- * 連帯および協力の奨励（第13条）
- * 国民の健康および社会の発展の促進における、国および社会の責任（第14条）
- * 利益の共有（第15条）
- * 未来世代の保護（第16条）
- * 環境、生物圏および生物多様性の保護（第17条）

4) 諸原則の構造化と原則の相互関係

これらをもう少し整理し構造化してみると、個人のレベルと社会・国家等の二つのレベルに分けられる。

- ① 個々人の人間に関して、人間の尊厳、人権（自由、自律尊重、同意、プライバシー・秘密尊重、平等・正義・公平、差別禁止）、人間の脆弱性・統合性
- ② 社会・国といった集団の側面から、文化の多様性・多元主義、連帯・協力、国・社会の責任、利益の共有、未来世代の保護、環境や生物多様性の保護

それでは、15の諸原則が列挙されているが、最も基本となるものはなんであろうか。最初に掲げられているのは、人間の尊厳および人権（第3条）である。前文で「科学の急速な進歩とその技術的な応用によ

って生じる倫理的な問題は、人間の尊厳及び人権と基本的自由の普遍的な尊重及びその遵守に十分配慮～」とし、人間の尊厳と人権が並列である。第2条(c)では「国際人権法に適合する形で、人間の生命および基本的自由の尊重を確保することによって、人間の尊厳の尊重を促進し、人権を保護すること。」と謳っているが、両者の関係は明瞭ではない。

人間の尊厳に関しては、1945年に制定された国連憲章の前文で「基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し」と謳っている。国連憲章制定の3年後の1948年に国連総会で採択された世界人権宣言では「前文 人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので・・・」と謳われている。人間の尊厳と人権との関係が並列となっている。

ユネスコ「生命倫理と人権に関する世界宣言」の作成に参考となったであろう、1998年に宣言された、EUの生命医学研究プロジェクトの成果である「バルセロナ宣言 生命倫理と生命法における基礎的な倫理的原理」⁹において、4つの原理、自律・尊厳・統合・傷つきやすさが掲げられている。尊厳については、その「観念に関しては、相当程度の見解の相違があった。」と述べられているが、他の3原理との相互関係については明確ではない。

さて、ユネスコの15原則は、相互にどのような関係になっているのだろうか。第26条では「この宣言はその全文をもって理解され、各原則は相補的で相互に関連しているものと理解する。適切かつ関連する状況において、各原則は他の原則との関係において考慮される」と規定しているのみである。どれが基本になっていて、それから何が導き出されるのかは明らかではない。筆者は、人間の尊厳を擁護するために人としての権利が導かれるのではないかと考えられるが、そうはなっていない。これには何か理由があるのだろうか。

2. 文化多様性と普遍性をどう両立させるのか

文化の多様性を認めることは、その文化圏における価値を尊重することになる。その価値と他の原則と対立した場合はどうなるのだろうか。文化の多様性と多元主義を規定している第12条では「文化の多様性および多元主義の重要生は十分な考慮が払われるべきである。しかしそのような考慮は、人間の尊厳、人権および基本的自由、ならびに本宣言に定める原則を侵害し、その適用範囲を制限されるべきでない。」と規定されている。文化の多様性の尊重は、あくまでも人間の尊厳・人権・基本的自由、ならびに本宣言に定める原則を侵害しない限りと制限をもうけている。このことをユネスコの生命倫理学のコアカリキュラムではどう教えようとしているのかを以下に検討する。

1) コアカリキュラムにみる文化の多様性の尊重の限界

コアカリキュラムの単元12では、「③文化的特異性に対する配慮の限界」として以下を挙げている。

a 人間の尊厳と人権、基本的自由

「文化の多様性への尊重は、決して人間の尊厳と人権、基本的自由に対する侵害をもたらすものであってはならない。」「文化的価値の多元主義は、差別や汚名を着せることを正当可するために使われてはならない。」とし、人間の尊厳や人権を上位に置いている。一方で、「文化の多様性の価値は他の人権の価値観と対立するかもしれない。その場合は、対立する価値を分析し、賢明な平衡をとる必要がある。」と述べ、ここでは人間の尊厳や人権を上位に置いているとは言い難く、矛盾するのである。

b 国内法、国の規則と国際人権法

- i 法的限界として、例にエホバの証人信者の子どもに対する輸血を挙げている。
- ii 道徳的および法的限界として、「一部の社会における“家族の調和”という理由以外にはいかなる医学的理由も伴わない出生前または着床前における遺伝子診断による性差別」が取り上げられている。

c 地域固有の知識と医療の危険性と利益

これに関しては、「例えば、伝統的な癒しの行為はそれが効果的であって、毒性や害があるという科学的根拠がない限りは、奨励され、国によって認定されるべきである。それらの医療の評価の基準に関しては論争があるが、関連する社会や集団によって評価されるべきである。」と、いわゆる民間療法、伝統医療、代替医療などと言われている行為を文化の多様性の一つとして評価している。

d 国際宣言や協定書の使用

「文化の多様性に関するユネスコ世界宣言」では「文化の多様性の擁護は、緊急であり、人間の尊厳に対する尊重と倫理的に不可分である。文化の多様性は、人権と基本的自由、特に少数派や先住民族に所属する人々の権利への貢献を意味する」と、文化の多様性の重要性を謳う一方で、その限界についても述べている。「文化の多様性が国際法で保証されている人権を侵害したり、それらの範囲を制限したりすることはできない」と明記されている。

3. コアカリキュラムで文化の多様性をどう教えるのか

ユネスコの生命倫理学のコアカリキュラムは、単元が 17 から構成されている。最初の単元は倫理とは何かで、第 2 単元は生命倫理とは何かである。第 3 単元から最後の第 17 単元は、ユネスコの生命倫理と人権の世界宣言の各原則を教えることになっている。その中で文化の多様性の単元を検討する。

1) 文化の多様性と多元主義の尊重の単元

この単元の授業要目の概説は、以下のように構成されている。

① 背景

a 文化と文化の多様性の定義

文化の定義は、「文化の多様性に関するユネスコ宣言」から引用し「文化とは社会あるいは社会的集団における固有のたましいと物質的、知的、情緒的な特徴の集合とみなされるべきであり、芸術、文学に加えて生活様式、共同生活の在り方、価値観の体系、伝統と信念などを内包する」と定義している。

文化の多様性については「文化は時と空間にまたがって様々な形態をとる。この多様性は人類を形作っている集団や社会の主体の独自性と多元性の中に組み込まれている」と記しているが、定義を明確にはしていない。

b 文化の多様性を尊重する価値

ユネスコは、文化の多様性を「人間性の共有の財産」とみなし、現在と未来の世代の利益のために文化の多様性は認知され保護されねばならないとする。また、それは交流・革新・創造性の源として、自然の生物多様性と同様に不可欠なものとも謳っている。

c 多元主義の定義と価値

多元主義とは「一般的な意味において多様性の肯定と受容のことである」と定義し、価値の多元主義とは「同程度に正しく根本的とみなせるかが、互いに衝突する複数の価値が存在することを意味する。多様な価値や理念は、それらは理念であるという事実以外に共通の特徴を持たない」と記している。

では、普遍性と多元主義はどう関係しているのだろうか。このコアカリキュラムで論じている箇所はないが、単元第 1 「倫理とは何か」で普遍についてこう述べている。私たちは、あることは為すべきで

あり、他のことは避けるべきであると皆考える、すべき・すべきでないというような行動についての規則がない人間社会は見あたらないと述べた後で、「道徳的な体験は普遍的であるが、幾つかの道徳的な認識や判断は多様」であると記している。また、「十分に考えられたうで決定をなす技法は、卓越した道徳的な徳である」と述べた後に、「十分に考えられた決定は必ずしも普遍的に受け容れられる決定というわけではない」と記述している。しかし、それ以外の言及はないのである。

文化の多様性の尊重については、人間の尊厳等を侵害しない限り尊重されると限界を示しているが、多元主義の限界は示されていない。

② 第12条（文化の多様性と多元主義の尊重）の説明

a 他の条項(原則)との理論的および実践的な連続性についての解説

第3条(人間の尊厳と人権)と10条(平等、正義と公正)及び第13条(連帯と協力)、第14条(社会の責任と健康)、第15条(利益の共有)の議論に引き続く理論的、実践的な連続性において、文化の多様性と多元主義を解説するようになっている。これ以上はの記載はなく、これでは教える方が戸惑うのである。

b 第12条の原則が、差別・自律の原則に対する侵害・国の法による侵害に関する問題を提起すること
文化の多様性の尊重を絶対化すると、宗教や地域文化や伝統文化の衝突となり、差別や国の法による人権侵害が生じることは容易に理解できるだろう。

③ 文化的特異性に対する配慮の限界

a 人間の尊厳と人権、基本的自由、b 国内法、国の規則と国際人権法、c 「宣言」に規定された諸原則
この項目については、既に「2. 文化多様性と普遍性をどう両立させるのか」で述べたので省略する。

おわりに

ユネスコが「生命倫理と人権に関する世界宣言」を取り纏める契機となった一つには、既に最初の方で述べたが、国連は人クローン個体作成の禁止では各国の意見の一致をみたが、治療目的のES細胞作成に関しては合意が得られなかったことがある。そこで、ユネスコは、文化・価値観の多様性を認めつつも、医療技術をふくめ科学技術の、生命体特に人に対する利用における世界的指針を宣言として纏めることになったのである。

文化多様性の尊重は、このように宣言作成の当初から意識されていた。ユネスコは教育の充実も重要な柱としているので、本宣言の高等教育における普及のために、コアカリキュラムを作成し、そのための臨床倫理事例集も2011年に発行した。

この事例集には、文化多様性の尊重の事例として、悪性腫瘍を患う小児の生命維持処置を親が拒否する例と、白血病の15歳の男児が宗教的理由から治療拒否をする例が取り上げられている。前者はチェコの事例であり後者は英国の例で、両者とも裁判事例である。

事例集2冊には各国の裁判でも争われた、合計63臨床事例が収載されている。文化の多様性ととも、人間としての普遍性も考えさせられるものである。

注

1. ユネスコ「生命倫理と人権に関する世界宣言」(前文は黒須三恵訳、一般規定以降は、黒須三恵・宗川吉汪訳)「医療と倫理」7号、74-80、2007年。
2. 年間テーマの趣意書を資料として最後に掲載した。

3. このコアカリキュラムが、浅井ら監訳により出版されている。「ユネスコ生命倫理学必修 第一部」浅井篤、高橋隆雄、谷田憲俊 監訳、医薬ビジランスセンター、2010年
4. 臨床倫理事例集は次の2冊である。①UNESCO, 2011. Casebook on Human Dignity and Human Right, Bioethics Core Curriculum Casebook Series, No.1, UNESCO: Paris, 144pp. ②UNESCO, 2011. Casebook on Benefit and Harm, Bioethics Core Curriculum Casebook Series, No.2, UNESCO: Paris, 140pp.
5. 「資料集 生命倫理と法」(資料集 生命倫理と法編集委員会編、太陽出版、2003年)、66~69頁
6. この宣言は以下のサイトに掲載されている。
<http://www.unesco.or.jp/meguro/unesco/02923cul.div.htm>
7. 実際の議論に参加した位田隆一氏による、国際生命倫理法の講義要綱にIBCなどについて以下のサイトに記載がある。 <http://www.ida.law.kyoto-u.ac.jp/materials/2011/bioethics.2011.1.pdf>
8. この会議の内容が、『普遍性と多様性—「生命倫理と人権に関する世界宣言」をめぐる対話』(奥田純一郎編著、SUP上智大学出版会、2007年)に纏められている。
9. 「バルセロナ宣言」は、村松聡によって翻訳されている。「医療と倫理」第7号、82-86、2007年。

*本稿は、2011年4月開催の日本医学哲学・倫理学会関東支部月例会における発表及び討論をもとに執筆したものである。

資料

年間テーマ：「多文化社会における医学哲学・倫理」

本年は11月に第1回国際大会が、本学会主催で全国大会に引き続き開催される。両大会の共通テーマが、「多文化社会における医学哲学・倫理」であり、国際シンポジウムは「多文化社会における医療倫理」がテーマとなっている。この歴史的取り組みである両大会を内容の面からも充実させるために、総合部会でも両大会の共通テーマである「多文化社会における医学哲学・倫理」が年間テーマとして提案されている。

また、本学会主催の公開講座が「代替・補完医療の可能性と限界の検証」のテーマのもと、全国大会の直前に関東支部が中心となって開催される。

現代の医学・医療はいわゆる西洋の医学・医療が多様な文化や歴史の相違を超えて世界的主流となっている。その一方で、鍼灸などの伝統医療・民間療法が根強く行われている。それらの科学的分析が進行しているが、どのような生命や病についての捉え方や倫理観に基づいて実践されているのだろうか。

患者・家族と医師・医療者との関係における倫理的在り方は、文化によってどう異なるのか。しかし、それでも貫かれている普遍的なものはあるのか。「ユネスコの人権と生命倫理に関する世界宣言」には、人間の尊厳、人権、自律尊重、脆弱性などが掲げられている。また、いのち、身体、病、健康などは文化の相違においてどのように理解されているのだろうか。

多くの支部会員が例会の議論をふまえて、全国大会および国際大会における発表に向け積極的に取り組むことを多いに期待する。

(文責：部会長 黒須三恵)

*本稿は、2011年4月開催の日本医学哲学・倫理学会関東支部月例会における発表及び討論をもとに執筆したものである。

発表と討論のまとめ

司会：宮下 浩明

『多様な社会における医学哲学・倫理』を考える－2011年度 総合部会例会年間テーマの解説－
(演者：黒須三恵（東京医科大学准教授・総合部会長） 2011年4月2日 上智大学）

2011年度最初の総合部会が、2011年4月2日に開催され、黒須総合部会長より、「『多様な社会における医学哲学・倫理』を考える－2011年度 総合部会例会年間テーマの解説－」と題する発表がなされた。その中で述べられているとおり、2011年秋に日本医学哲学・倫理学会大会および、国際学会の開催が予定され、そのための準備が着々とすすんでいた。関東支部の総合部会としても、秋の大会に向けての取り組みの一環としてテーマ設定がなされたのであった。

2011年3月11日に発生した東日本大震災および、福島原発事故により、海外講演者の来日が困難視され、結果的に学会としては、国内大会は予定通り行いが、2011年度の国際学会については中止となった。震災を受けて、第30回大会テーマも「大災害時の医療・介護と倫理」に変更になるという、その後の経緯がある。以上のような状況において、2011年秋の大会にむけての取り組みという当初の目的のひとつは失われてしまったが、2011年度の総合部会のテーマとしてはこのまま変更せずすすめることになった。

発表内容の概要を記憶をたよりに述べたい。アジア、アメリカ、ヨーロッパといった異なる場所のそれぞれにおいて、現在の医療状況に至る歴史的な経緯がある。科学技術の変化、医療をささえる政策、経済的な要因によっても、医療を取り巻く倫理的状況は変わってきたし、今現在もかわりつつある。様々の個々の事情をふまえながら、他方で普遍的なものを探し求め、その根拠を希求しようとする営為が、医学哲学・倫理の役割のうちのひとつなのかもしれない。日本だけでなく、地球上の多くの国々に目を向けるならば、多様性がまず意識される。一方で、地球規模での未来を見据えながらこの先どのような基準の下でルール作りをし、医療をかたちづくらうとするのか、倫理哲学はその青写真を作る作業にも似ている。

黒須総合部会長は、ユネスコの「生命倫理と人権に関する世界宣言」を、世界的規模での多様さにおける普遍を志すものの一例として、紹介した。ここでユネスコについて簡単に説明しておく。まず、国際連合 United Nations とは、国際連合憲章のもと、1945年に設立された国際組織であり、ユネスコはその専門機関のひとつということになる。ユネスコの正式名称は、国際連合教育科学文化機関 United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO ユネスコ) である。

発表において、2005年第33回ユネスコ総会において採択された「生命倫理と人権に関する世界宣言」の説明がなされた。本宣言において、多様な文化における、生命倫理、人権という視点からみた普遍が述べられていることを確認し、具体的には、人間の尊厳、自律、脆弱性、統合性、文化多様性の尊重、連帯、未来世代を見据えた倫理、環境生物保護などの概念が述べられていることが報告された。個人的には、国際連合を構成する多様な国々に宛てて発せられた宣言であるためか、網羅的な印象がある。しかし、発展途上の国から先進国まで多くの国の諸事情を配慮し、なお現在妥当と考えられる事項を拾い上げることで、多様の中での普遍というテーマに取り組むひとつの姿勢を見て取ることができると感じた。

ユネスコの「生命倫理と人権に関する世界宣言」の内容についての質疑、多文化社会、多様な社会という用語が指すものについての質疑応答が本発表に引き続いてなされた。普段は診察室もしくは病棟において日常の診療に従事する立場の者にとり、医学哲学、医学倫理の研究者らの議論の応酬に接したり、自ずから議論に参加する機会を得ることはなかなかできないものである。今回の発表、質疑応答において、多文化、多様な社会という用語のひとつひとつにこだわり、用語の指し示すことの内容を確認、確定しようとする姿勢に接したり、参加者それぞれの研究者としての立場からの意見、コメントを聴くことができ、議論の難しさと同時に面白さを改めて感じた例会であった。